

平成 2 1 年 第 2 回 定 例 会
群 馬 県 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 議 会
会 議 録

会 期

平成 2 1 年 8 月 2 6 日

群 馬 県 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 議 会

平成21年第2回群馬県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録目次

会期及び会場	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した広域連合事務局職員	2
開 会	2
開 議	2
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 会議録署名議員の指名	3
日程第3 会期の決定	4
日程第4 報告第1号 平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算 書の報告について	4
報告理由の説明 松浦広域連合長	4
日程第5 承認第5号 平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） の専決処分について	4
提案理由の説明 松浦広域連合長	5
提案理由の詳細説明 岩佐事務局長	5
日程第6 認定第1号 平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算の認定について	
日程第7 認定第2号 平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について	
以上2議案の一括上程	6
提案理由の説明 松浦広域連合長	6
提案理由の詳細説明 岩佐事務局長	7
日程第8 議案第18号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条 例について	12
提案理由の説明 岩佐事務局長	12

日程第 9	議案第 19 号	平成 21 年度群馬県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算（第 2 号）	
日程第 10	議案第 20 号	平成 21 年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	
		以上 2 議案の一括上程	13
		提案理由の説明 松浦広域連合長	13
		提案理由の詳細説明 岩佐事務局長	14
休憩・再開			17
日程の追加			17
副議長辞職の件			17
日程の追加			18
副議長の選挙			19
閉会			20
会議録署名議員			21
参考資料			
		議案等審議結果一覧表	25

平成21年第2回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

◎会期 1日：平成21年8月26日（水曜日）

◎会場 前橋市元総社町335番地8 群馬県市町村会館2階 大会議室

◎議事日程 第1号

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 報告第1号 平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第5 承認第5号 平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分について

日程第6 認定第1号 平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第2号 平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第18号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第19号 平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第20号 平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

副議長辞職の件

副議長の選挙

◎出席議員（17名）

1番 中島資浩

2番 井下雅子

3番 田中治男

4番 清水真人

5番 幾井俊雄

6番 須永武久

7番 高橋美博

8番 布施辰二郎

9番 高山吉右

11番 堀口昌宏

12番	大手治之	13番	田中伸一
14番	藤生英喜	15番	石川眞男
16番	青木一次	17番	山田光次
18番	傳田創司		

◎欠席議員（1名）

19番 相場一夫

◎説明のため出席した者

広域連合長	松浦幸雄	監査委員	高地康男
事務局長	岩佐信一	事務局次長	志村正彦
管理課長	須田利秀	給付課長	新井敏彦
会計課長	谷津浩司		

◎職務のため出席した広域連合事務局職員

議会書記長	信澤和秀	議会書記	吉沢貴
議会書記	小林洋行	主任	林寛昭
主幹	栗田英明	主幹	飯塚正芳
主幹	藤田明弘	主幹	榊原昭博

◎開 会

午後1時31分

○ 議長（高山吉右君）

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。

これより平成21年第2回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました第1号のとおりであります。

◎開 議

○ 議長（高山吉右君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の欠席通告者は、19番相場一夫君であります。

◎諸 般 の 報 告

○ 議長（高山吉右君）

議事日程に入る前に、議会書記から諸般の報告をいたさせます。

○ 議会書記（吉沢貴君）

5月の第1回臨時会以降の諸報告を申し上げます。

初めに、広域連合議員の異動について申し上げます。

広域連合議員の辞職についてですが、前橋市の立見議員、町田議員、桐生市の佐藤議員、選挙区分16の川場村の砂山議員であります。

広域連合議員の当選についてですが、前橋市の中島資浩議員、井下雅子議員、桐生市の幾井俊雄議員、藤岡市の堀口昌宏議員、選挙区分16のみなかみ町の傳田創司議員、選挙区分17の邑楽町の相場一夫議員であります。

広域連合議員の失職についてですが、渋川市の都丸議員は、渋川市議会議員を辞職されましたので、失職となりました。

次に、監査委員から、平成21年3月分から5月分までの現金出納検査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配布しておきましたから、御了承願います。

また、本定例会の説明員として、地方自治法第121条の規定により、広域連合長等執行部のほか、高地監査委員の出席を求めていますので、御了承願います。以上でございます。

◎議 席 の 指 定

○ 議長（高山吉右君）

日程第1、議席の指定を行います。

今回新たに選出されました広域連合議会議員の議席については、ただいま御着席の議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○ 議長（高山吉右君）

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、1番中島資浩議員、2番井下雅子議員、以上の2名を指名いたします。

◎会期の決定

○ 議長（高山吉右君）

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日1日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（高山吉右君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決まりました。

◎繰越明許費繰越計算書の報告

○ 議長（高山吉右君）

次に、日程第4、報告第1号「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

御苦労様でございます。報告第1号「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について」、御報告を申し上げます。

本件は、平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）において、後期高齢者医療運営事業1,662万2千円を繰越明許費として設定をし、繰越計算書のとおり、平成21年度に繰り越しましたので、報告するものでございます。以上でございます。

○ 議長（高山吉右君）

ただいま提出者からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（高山吉右君）

ないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告第1号を終わります。

◎専決処分の承認について

○ 議長（高山吉右君）

次に、日程第5、承認第5号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただいま上程となりました承認第5号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分について」、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書、3ページを御覧をいただきたいと思います。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいた補正予算でございます。同条第3項の規定により御報告をし、御承認をお願いするものでございます。

詳細につきましては事務局から説明をさせますが、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○ 議長（高山吉右君）

事務局長。

○ 事務局長（岩佐信一君）

承認第5号、平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の議案書、10ページ及び11ページを御覧ください。

補正予算の内容は、歳入歳出予算の総額1,841億8,363万円に、それぞれ10億603万円を追加し、1,851億8,966万円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書により御説明を申し上げます。

16ページ及び17ページを御覧ください。まず、歳入でございます。8款1項1目「繰越金」は、平成20年度決算に伴う繰越金であり、10億603万円を追加するものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

18ページと19ページを御覧ください。歳出につきまして、御説明申し上げます。8款1項2目「償還金」は、社会保険診療報酬支払基金が各保険者から徴収する若年層からの支援金であります支払基金交付金にかかる返還金でありまして、平成20年度の交付額確定に伴い、既に交付された額が、確定額を上回ったため、当該超過額を返還に見込み、10億603万円を追加するものでございます。

この予算の補正につきましては、医療給付実績額の確定後、7月17日付けで支払基金から交付金額の確定通知及び返還金請求書が送付され、納付期限が8月14日であって急施を要したことから、平成21年8月4日付けで専決処分をさせていただきます。

ました。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により専決処分を御報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（高山吉右君）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（高山吉右君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（高山吉右君）

ないようですので、討論を終わります。

これより、承認第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（高山吉右君）

御異議なしと認めます。よって、本案はこれを承認することに決しました。

◎決算認定議案の上程

○ 議長（高山吉右君）

次に、日程第6、認定第1号「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第7、認定第2号「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただいま一括上程となりました、認定第1号「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第2号「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、御説明を申し上げます。

それでは、議案書の28ページ及び29ページを御覧をいただきたいと思っております。平成20年度の一般会計決算額でございますが、歳入総額は15億522万1,08

7円でございます。

次に、30ページ及び31ページを御覧をいただきたいと思います。歳出総額は、14億5,486万265円でございます。

この結果、歳入歳出差引残額は5,036万822円となりました。このうち、地方自治法第233条の2の規定により、2,600万円を財政調整基金へ積み立てをいたしましたので、2,436万822円が翌年度への繰越金となるものでございます。

続きまして、特別会計について御説明申し上げます。議案書の46ページ及び47ページを御覧をいただきたいと思います。平成20年度の特別会計決算額でございますが、歳入総額は1,566億1,132万600円でございます。

次に、48ページ及び49ページを御覧をいただきたいと思います。歳出総額は、1,478億8,910万2,201円でございます。

この結果、歳入歳出差引残額は、87億2,221万8,399円となりました。このうち、地方自治法第233条の2の規定により、10億円を医療給付費等準備基金へ積み立てをいたしましたので、77億2,221万8,399円が翌年度への繰越金となるものでございます。

なお、決算の詳細につきましては事務局から説明をさせますが、よろしく御審議の上、御認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（高山吉右君）

事務局長。

○ 事務局長（岩佐信一君）

認定第1号「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第2号「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、御認定いただくにあたり、決算の大意について主なものを御説明申し上げ、御審議の参考にしていただきたいと存じます。

まず、認定第1号「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」、御説明を申し上げます。

平成20年度の議会運営は定例会2回、臨時会1回を開催いたしまして、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例などのほか、平成20年度補正予算、平成21年度当初予算などを御審議いただきました。

また、広域連合行政の効率的な運営を図るため、委員、職員の適正な人事管理及び執務環境の改善に努めました。

また、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、平成21年度の特例措置として実施いたします、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の軽減措置の延

長、平成21年度の特別対策として実施いたします、所得の低い方に係る保険料の均等割及び所得割の軽減の財源として措置されました、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立ていたしました。

お手元の議案書、34ページと35ページ、歳入歳出決算事項別明細書を御覧ください。

それでは、歳入について御説明申し上げます。1款「分担金及び負担金」の決算額は、35ページの収入済額の欄に記載のとおり、1億2,462万3,017円でございます。広域連合規約に基づきます構成市町村からの共通経費に係る負担金でございます。

続きまして、2款「国庫支出金」でございます。1項1目「保険料不均一賦課負担金」559万7,250円は、保険料の不均一賦課に係る国の負担金でございます。2項2目「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」13億1,952万2,749円は、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、平成21年度の特別対策として実施しております所得の低い方に係る均等割の7割軽減から9割軽減への拡大及び所得割の5割軽減並びに被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料徴収の激変緩和措置などに係る財源として、広域連合に基金を造成するための交付金でございます。3款「県支出金」559万7,250円は、保険料の不均一賦課に係る県の負担金でございます。4款「財産収入」120万4,359円は、財政調整基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金などの運用利子でございます。

36ページと37ページを御覧ください。6款「繰越金」2,441万5,236円は、平成19年度決算による前年度からの繰越金でございます。7款「諸収入」2,426万1,226円は、歳計現金の運用による預金利子と雑入でございます。歳入につきましては、以上でございます。

38ページと39ページを御覧ください。続きまして、歳出でございます。1款「議会費」の決算額は、39ページの支出済額の欄に記載のとおり、69万4,819円であり、議員報酬等、議会の運営に係る経費でございます。2款「総務費」は、1億2,224万3,838円でございます。主な内訳を申し上げますと、一番右側の備考欄ですが、14節の建物賃借料1,329万1,104円は、広域連合事務局の事務室賃借料と職員の宿舎3戸分の経費でございます。19節の市町村負担金9,942万2,964円は、一般会計分の市町村職員人件費負担金12名分でございます。

40ページと41ページを御覧ください。3款「民生費」1,119万4,500円は、保険料の不均一賦課に係る国及び県からの負担金を特別会計に繰り出したものでございます。6款「基金積立金」は、歳入で御説明した高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金及び基金利子を基金に積み立てたものでございます。7款「予備費」の充

用はございませんでした。

一般会計歳入歳出決算につきましては、以上でございます。

続きまして、認定第2号「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、御説明を申し上げます。

平成20年度から、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づきまして、75歳以上の方及び65歳以上の一定の障害のある方を被保険者とする後期高齢者医療制度が施行されました。制度開始初年度である平成20年度の事業執行にあたりましては、旧制度から引き続き、被保険者の医療の確保を図るため、迅速かつ適切な各種医療給付の実施に努めるとともに、被保険者の健康の保持増進を図るための保健事業などを実施いたしました。

また、財政運営にあたりましては、財政基盤の早期確保を図るため、被保険者資格の適正な把握による公平、公正な保険料賦課に努めるとともに、県及び保険料の徴収権者であります市町村と連携し、保険料収入の確保に努めました。

さらに、健全な財政運営を図るため、医療費適正化対策として、市町村の人間ドック助成事業に対する補助や、レセプト点検の充実強化に努めました。

お手元の議案書、52ページと53ページ、歳入歳出決算事項別明細書を御覧ください。それでは、歳入について御説明を申し上げます。1款「市町村支出金」でございます。1項1目「事務費負担金」6億7,239万14円は、特別会計における一般管理的経費を、共通経費として構成市町村に御負担をいただいたものでございます。2目「保険料等負担金」149億472万6,842円は、市町村で徴収した保険料118億7,236万2,948円のほか、所得の低い方及び被用者保険の被扶養者であった方の保険料の減額賦課に係る市町村からの負担金であります保険基盤安定負担金30億3,236万3,894円でございます。3目「療養給付費負担金」121億9,875万538円は、療養の給付等に要する費用などの額の12分の1を、市町村で負担したものでございます。

続きまして、2款「国庫支出金」でございます。1項1目「療養給付費負担金」378億6,129万2,586円は、療養給付費等の12分の3に対する国の負担金でございます。2目「高額医療費負担金」3億6,102万3,588円は、被保険者が受けた療養に係る費用等の80万円を超える額のうち、保険料で賄うべき部分の4分の1に対する国の負担金でございます。2項1目「調整交付金」132億5,612万9千円は、広域連合間における財政力の不均衡などを調整するため、療養給付費等の12分の1について国から交付された普通調整交付金132億4,394万1千円のほか、平成20年度の特別対策に係る広報や、長寿健康増進事業の実施のため交付された特別調整交付金1,218万8千円でございます。2目「後期高齢者医療制度事業

費補助金」1億488万9,946円は、健康診査事業、医療費適正化事業及び特別高額医療費共同事業に対する補助金でございます。3目「後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金」7億2,721万934円は、平成20年度の特別対策として実施いたしました所得の低い方に係る均等割の7割軽減から8.5割軽減への拡大及び所得割の5割軽減のための財源として措置されたものでございます。

54ページ及び55ページを御覧ください。続きまして、第3款「県支出金」でございます。1項1目「療養給付費負担金」122億2,511万5,811円は、療養給付費等の12分の1に対する県の負担金でございます。2目「高額医療費負担金」3億4,047万円は、被保険者が受けた療養に係る費用等の80万円を超える額のうち、保険料で賄うべき部分の4分の1に対する県の負担金でございます。4款「支払基金交付金」634億3,382万4千円は、支払基金が国民健康保険、被用者保険など現役世代が加入する各保険者から徴収をした広域連合への支援金でございます。5款「特別高額医療費共同事業交付金」460万2,067円は、400万円を超える著しく高額な医療費のうち、200万円を超える額について、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出金により交付金を交付する共同事業からの交付金でございます。

続きまして、6款「繰入金」でございます。1項1目「一般会計繰入金」1,119万4,500円は一般会計で受け入れた保険料の不均一賦課に係る国及び県の負担金を繰り入れたものでございます。

56ページ及び57ページを御覧ください。2項1目「基金繰入金」4億9,609万65円は平成20年度の特例措置として実施いたしました被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料の軽減等の経費に係る財源として、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰り入れを行ったものでございます。8款「諸収入」1,361万709円は、交通事故などの第三者の行為によって発生した医療行為に係る医療給付費等について、加害者等から収納した第三者納付金1,297万9,895円のほか、雑入及び預金利子でございます。歳入につきましては、以上でございます。

60ページ及び61ページを御覧ください。歳出につきまして、主なものを御説明申し上げます。まず、1款「総務費」は、6億377万7,301円でございます。主な内訳を申し上げますと、備考欄ですが、11節の印刷製本費1,284万5,385円は制度周知用リーフレットなどの作成に係る経費でございます。12節の通信運搬費4,810万8,753円は被保険者に対する医療費のお知らせや、広域連合電算システムの回線使用料等の経費でございます。手数料2,264万1,832円は、後期高齢者健診データの管理に係る経費などでございます。13節の委託料3億3,377万120円は、被保険者証の作成、レセプト点検並びに広域連合電算処理システムの運用保守などに係る経費でございます。14節の電算システム賃借料4,425万9,

752円は広域連合電算処理システムに係るリース料等でございます。19節の市町村負担金9,241万7,083円は、特別会計に係る市町村職員人件費負担金12名分でございます。他団体負担金1,491万4千円は、広域連合電算処理システムの改修共同事業を実施いたします国保中央会への拠出金でございます。後期高齢者医療制度特別対策補助金2,288万3,388円は、特別対策に係る市町村の周知・広報や窓口におけるきめ細かな相談体制を講じる経費並びに人間ドック事業に対する補助金でございます。

次に2款「保険給付費」1,468億9,461万4,707円の主な内訳でございますが、1項1目「療養給付費」1,444億9,174万555円及び2目「訪問看護療養費」3億1,915万3,294円は、被保険者の療養の給付に要した費用でございます。

62ページ及び63ページを御覧ください。1項5目「審査支払手数料」4億7,212万5,966円は、レセプトの審査及び診療報酬の支払いに係る手数料でございます。2項1目「高額療養費」10億5,339万1,712円は、被保険者の1ヶ月あたりの一部負担金の合計額が、自己負担限度額を超えた場合に支給したものでございます。3項1目「葬祭費」の支出済額は、5億5,805万円でございます。3款「財政安定化基金拠出金」4,498万7千円は、保険料の未納や医療給付の増大等による広域連合財政への影響に対処するための基金を国、県及び広域連合が3分の1ずつ拠出して県に設置しておりますが、その広域連合負担分でございます。4款1項1目「特別高額医療費共同事業拠出金」912万5,304円は、400万円を超える著しく高額な医療費のうち、200万円を超える額について、国保中央会が各広域連合からの拠出金により交付金を交付する共同事業への拠出金でございます。

続きまして、5款「保健事業費」でございます。1項1目「健康診査費」3億3,645万1,247円は、市町村に委託して実施いたしました健康診査事業に係る委託料でございます。

64ページ及び65ページを御覧ください。第9款「予備費」の充用はございました。以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（高山吉右君）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（高山吉右君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（高山吉右君）

ないようですので、討論を終わります。

これより、採決を行います。

はじめに、認定第1号「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（高山吉右君）

起立全員です。よって、本案は認定することに決しました。

次に、認定第2号「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（高山吉右君）

起立全員です。よって、本案は認定することに決しました。

◎ 条例議案の上程

○ 議長（高山吉右君）

次に、日程第8、議案第18号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（岩佐信一君）

ただいま上程となりました、議案第18号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」提案理由の御説明を申し上げます。

議案書107ページ及び別冊説明資料1ページをあわせて御覧をいただきたいと思っております。

この条例の一部改正につきましては、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、国から交付される平成21年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により、基金を造成し、所得の低い方に対する更なる保険料の負担軽減策を実施できるようにするためのものがございます。主な内容といたしましては、条例の第6条に、この基金を

処分できる事項として、平成21年度における特別対策として実施しております、所得の低い方に係る均等割額の7割軽減を8.5割軽減に拡大して実施する上乘せ1.5割分の財源に充てる場合を規定するものでございます。以上、御説明を申し上げますが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（高山吉右君）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（高山吉右君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（高山吉右君）

ないようですので、討論を終わります。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（高山吉右君）

起立全員です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎補正予算議案の上程

○ 議長（高山吉右君）

次に、日程第9、議案第19号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び日程第10、議案第20号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただいま一括上程となりました、議案第19号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び議案第20号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の2議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書、111ページをお開きをいただきたいと思います。まず、議案第

19号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」でございますが、平成21年度歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額を第1表歳入予算補正のとおりといたしたいというものでございます。

次に、121ページを御覧をいただきたいと思います。議案第20号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」でございますが、平成21年度歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ43億252万1千円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,894億9,218万1千円といたしたいというものでございます。詳細につきましては事務局から説明をさせますが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（高山吉右君）

事務局長。

○ 事務局長（岩佐信一君）

まず、議案第19号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書、112ページの第1表歳入予算補正を御覧ください。平成21年度歳入予算の1款「分担金及び負担金」を2,406万円減額し、6款「繰越金」に2,406万円を追加したいというものでございまして、歳入歳出予算額の総額に異動はございません。また、歳入予算の補正のみで、歳出予算の補正はございません。

それでは、歳入予算の補正内容につきまして、歳入補正予算事項別明細書により御説明を申し上げます。

116ページと117ページを御覧ください。1款「分担金及び負担金」でございます。1項1目「市町村負担金」は、広域連合規約に定める共通経費を構成市町村に御負担をいただくものでございますが、平成20年度決算に伴う平成20年度負担金額の確定によりまして、負担金の精算を見込み、2,406万円の減額となるものでございます。6款「繰越金」は前年度繰越金でございまして、平成20年度決算に伴い、2,406万円を追加するものでございます。一般会計補正予算につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第20号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書、122ページと123ページの第1表歳入歳出予算補正を御覧ください。平成21年度歳入歳出予算の総額1,851億8,966万円に、歳入歳出それぞれ43億252万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,894億9,218万1千円といたしたいというものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明を申し上げます。

128ページと129ページを御覧ください。まず、歳入について御説明をいたします。1款「市町村支出金」でございます。1項1目「事務費負担金」は、広域連合規約に定める共通経費を構成市町村に御負担いただくものでございますが、平成20年度決算に伴います平成20年度負担金額の確定によりまして、負担金の精算を見込み、1億5,673万7千円の減額となるものでございます。3目「療養給付費負担金」は療養の給付等に要する費用等の額の12分の1を、市町村の一般会計において負担するものでございますが、平成20年度決算に伴う平成20年度負担金額の確定によりまして、負担金の精算を見込み、7億2,566万8千円の減額となるものでございます。

続きまして、2款「国庫支出金」でございます。2項1目「調整交付金」は、高額医療費特別支給金の支給に伴う財源として、国から交付されます特別調整交付金を見込み、596万8千円を追加するものでございます。高額療養費の算定にあたりましては、被保険者が75歳になられた月においては、誕生日以後の後期高齢者医療制度と誕生日前の医療保険制度の2つの制度のそれぞれで、1ヶ月あたりの自己負担限度額まで被保険者が医療費を負担することにより、他の月に比べて負担が増加する場合がございます。そこで、平成21年1月以降につきましては、75歳になられた方については、誕生月におけるそれぞれの自己負担限度額を半分にする高額療養費の算定の特例が設けられまして、誕生月における負担が、他の月よりも増加することがなくなるよう措置を講じているところでございます。一方、これまで、平成20年4月2日から12月31日までの間に75歳になられた方については、この高額療養費の算定の特例の対象外でございましたが、今般、遡って同様の取扱いとすることとされまして、高額療養費特別支給金を支給して、負担を軽減しようとするものでございます。この高額療養費特別支給金の支給額及び支給に係る周知チラシの作成及び申請書等の郵送料などの事務経費につきましては、特別調整交付金で全額措置されるものでございます。

続きまして、8款「繰越金」は、前年度繰越金でございまして、平成20年度決算に伴いまして、51億7,895万8千円を追加するものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

130ページと131ページを御覧ください。歳出につきまして、御説明申し上げます。まず、1款1項1目「一般管理費」でございますが、高額療養費特別支給金のお知らせチラシの作成及び封入封緘に係る委託料、郵送料等の経費、236万8千円を追加するものでございます。

続きまして、8款「諸支出金」でございます。1項2目「償還金」は、平成20年度の医療給付費の確定に伴い、国庫支出金及び県負担金の精算に伴う返還金を見込み、42億1,626万5千円を追加するものでございます。4目「高額療養費特別支給金」は、歳入でも御説明申し上げましたが、平成20年4月2日から12月31日までの間に、75歳になられた方について、誕生月における医療費と、通常の月の半額とした自己負担限度額との差額について、高額療養費特別支給金を支給しまして、医療費の負担を軽減するというものでございます。それによりまして、360万円を追加するというものでございます。

続きまして、9款「予備費」でございますが、平成20年度決算に伴う、歳入8款「繰越金」の受け入れに伴う歳入歳出額の調整のために、8,028万8千円を追加するものでございます。

このほか、歳出2款「保険給付費」におきましては、歳入が市町村負担金から繰越金に置き換えられることに伴う財源更正を行うものでございます。以上、御説明を申し上げますが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（高山吉右君）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（高山吉右君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（高山吉右君）

ないようですので討論を終わります。

これより、採決を行います。

はじめに、議案第19号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（高山吉右君）

起立全員です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（高山吉右君）

起立全員です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎休 憩

○ 議長（高山吉右君）

暫時休憩いたします。

午後2時13分休憩

◎再 開

午後2時20分再開

○ 議長（高山吉右君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日 程 の 追 加

○ 議長（高山吉右君）

ただいま副議長の石川眞男議員から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（高山吉右君）

御異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決まりました。

◎副議長辞職の件

○ 議長（高山吉右君）

副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により石川議員の退席を求めます。

〔副議長 石川眞男君退席〕

○ 議長（高山吉右君）

議会書記より辞職願を朗読いたさせます。

○ 議会書記（吉沢貴君）

辞 職 願

このたび都合により、群馬県後期高齢者医療広域連合議会副議長を辞職したいので、許可されますようお願い出ます。

平成21年8月26日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議長 高山吉右様

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

副議長 石川眞男

以上でございます。

○ 議長（高山吉右君）

お諮りいたします。石川眞男議員の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（高山吉右君）

御異議なしと認めます。よって、石川眞男議員の副議長辞職を許可することに決まりました。

石川議員の入場を求めます。

〔15番 石川眞男君入場〕

○ 議長（高山吉右君）

この際、石川眞男議員からごあいさつがあります。

○ 15番（石川眞男君）

皆さん、どうもいろいろお世話になりました。都合により、副議長を辞職させていただきました。長い間ですけれどもいろいろお世話になりました。ありがとうございました。

◎日 程 の 追 加

○ 議長（高山吉右君）

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（高山吉右君）

御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決まりました。

◎副議長の選挙

○ 議長（高山吉右君）

これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法の規定に基づき、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（高山吉右君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決まりました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（高山吉右君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決まりました。

副議長に山田光次議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました山田光次議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（高山吉右君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山田光次議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました山田光次議員が議場におりますので、群馬県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

山田議員の副議長当選承諾のごあいさつをお願いいたします。山田議員。

○ 17番（山田光次君）

ただいま副議長に推挙いただきました山田光次でございます。身に余る光栄とともに責任の重大さを感じておる次第でございます。高山議長の補佐役といたしまして、議会の円滑な運営に努力する所存でございます。皆様の暖かい御支援と御鞭撻をよろ

しくお願い申し上げまして、副議長就任にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○ 議長（高山吉右君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

◎閉 会

○ 議長（高山吉右君）

これをもちまして、平成21年群馬県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。

午後2時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年8月26日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 高 山 吉 右

議 員 中 島 資 浩

議 員 井 下 雅 子

参 考 资 料

議案等審議結果一覧表

【会期 平成21年8月26日（水） 1日間】

事件番号	件名	審議結果
報告 第1号	平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	報告
承認 第5号	平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分について	承認
認定 第1号	平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定 第2号	平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案 第18号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案 第19号	平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案 第20号	平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	原案可決